

## 加賀市自転車安全利用推進条例（案）の主要項目について

### 1. 自転車損害保険等加入義務化

近年では自転車が加害者となる事故で高額な賠償責任を負うケースが増えている。その備えとして自転車損害保険等の加入を促進する。

義務者	自転車利用者	業務で自転車を利用する事業者	レンタサイクル事業者 (無料で貸し出す事業者を含む)	自転車イベント主催者
被保険者	本人、被害者	従業員、被害者	レンタサイクル利用者、 従業員、被害者	イベント参加者

保険加入の確認及び保険加入に関する情報提供を促進する。

義務者	行政、警察	自転車小売業者	自転車通勤・通学を認める事業者・学校等
内容	窓口や広報媒体にて、 保険加入の啓発や保険に関する情報提供	販売・整備・修理時の保険加入の確認や保険に関する情報提供	自転車通勤・通学者の保険加入確認や保険に関する情報提供

### 2. 自転車利用者のヘルメット着用促進

道路交通法では、13歳未満の子どもの保護者は子どもにヘルメットを着用させる義務を記載しているが、それ以外の自転車利用者についてヘルメット着用に関する記載はない。

自転車事故で死亡した人の約7割が頭部に致命傷を負っていることから、13歳以上の自転車利用者についても安全を守るためヘルメットの着用を促進する。

### 3. 安全な自転車利用に関する個人や団体の役割

安全な自転車利用に向けた施策を展開するため、次の表に示す個人や団体の役割を明記し周知することで、自転車安全利用の意識付けを行なう。

分類	役割
自転車利用者	交通ルールやマナーの順守、自転車の整備、歩行者へのおもいやり
保護者	未成年者や高齢者への交通安全利用に関する教育や助言
クルマの運転者	交通ルールやマナーの順守と歩行者・自転車へのおもいやり
団体	自転車の安全利用に関する情報提供及び啓発活動
企業	従業員に対し交通安全教育、啓発、指導
交通事業者	交通ルールやマナーの順守と歩行者・自転車へのおもいやり
自転車小売業者	自転車の安全利用に関する情報提供及び啓発活動
学校	生徒に対し交通安全教育、啓発、指導
警察	交通安全教育、啓発、指導
行政	自転車の安全利用に関する情報提供及び啓発活動